

議案第39号

養父市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備について

養父市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(養父市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 養父市固定資産評価審査委員会条例(平成16年養父市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項及び第12条第2項中「押印」を削る。

(養父市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の服務の宣誓に関する条例(平成16年養父市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(養父市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 養父市火入れに関する条例(平成16年養父市条例第201号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号 養父市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備について

第1条 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 養父市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>印</u></p> </div>	<p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> </div>

第3条 養父市火入れに関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>養父市長様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <u>印</u></p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく養父市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>養父市長様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく養父市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(注) 1 保安林の( )の中には、保安林種を記入                  2 その他の( )の中には、土地現況を記入                  3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入</p>	<p>(注) 1 保安林の( )の中には、保安林種を記入                  2 その他の( )の中には、土地現況を記入                  3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入</p>